

# 「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」 のお知らせ

この駐車区画は、移動に配慮が必要な人のための「**思いやり区画**」です。

障害者、高齢者など、移動に配慮が必要な人が、使いやすい駐車場づくりを進めるため、滋賀県では、「滋賀県車いす使用者等駐車場利用証」を発行しています。

利用証をお持ちの方はルームミラーなどに吊り下げするなど、車外から見えやすい位置に掲示してください。

交付対象者であり、利用証の交付を希望される方は滋賀県健康福祉政策課あて申請してください。

## 交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、移動に配慮が必要な人です。県ホームページ「しがのユニバーサルデザイン」のホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/ud>) をご覧いただくか、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

## 利用証の種類

- ・車いす使用者：車いす優先区画用（青色）
- ・車いす使用者以外の移動に配慮が必要な人：思いやり区画用（緑色）

※「車いす優先区画」は車いす使用者が乗り降りするために、通常区画より幅が広がっています。

趣旨を御理解いただき、車いすを使用されていない人は「車いす優先区画」への駐車は御遠慮くださいますよう御協力をお願いします。



## 申請窓口および問い合わせ先

滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課

[電話] 077-528-3512 [FAX] 077-528-4850

[受付時間] 平日(月~金) 8時30分~17時15分